

第3給食センター整備運営事業

実 施 方 針

平成30年2月9日

福岡市教育委員会

目 次

I 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容	1
2 特定事業の選定及び公表	6
II 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	7
1 敷地に関する各種法規制等	7
2 施設要件	7
III 事業者の募集及び選定に関する事項	10
1 募集及び選定の方法	10
2 審査及び落札者決定の手順	10
3 募集及び選定スケジュール	11
4 募集及び選定等の手続き	12
5 入札参加資格等	14
6 契約手続等	20
7 提案審査書類の取扱い	21
8 契約金額の内訳の公表	21
IV 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	22
1 リスク分担の方法等	22
2 業務品質の確保	22
V 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	24
1 疑義対応	24
2 紛争処理機関	24
VI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	25
1 事業の継続に関する基本的考え方	25
2 継続が困難となった場合の措置	25
3 金融機関等と市の協議及び直接協定	26
VII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	27
1 法制上及び税制上の措置	27
2 財政上及び金融上の支援	27
VIII その他特定事業の実施に関し必要な事項	28
1 議会の議決	28
2 本事業において使用する言語、通貨単位等	28
3 入札参加に伴う費用負担	28
4 情報公開及び情報提供	28
5 問合せ先	28

別紙：リスク分担表（案）

様式－1 実施方針説明会参加申込書

様式－2 実施方針等に関する質問書

様式－3 実施方針等に関する意見書

I 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容

(1) 事業名称

第3給食センター整備運営事業

(2) 公共施設の管理者

福岡市長 高島 宗一郎

(3) 本事業の目的

市では、平成22年10月に策定した「福岡市学校給食センター再整備基本構想」に基づき、中学校及び知的障がい特別支援学校の給食の提供を行う学校給食センターの再整備を順次進めている。

再整備に当たっては、施設・設備の老朽化、衛生管理のさらなる向上や献立の充実、食物アレルギー対応食の提供、知的障がい特別支援学校給食へのきめ細かな対応、個別食器の導入などの課題を一体的に解決するため、新しい学校給食センターを市内3か所に設置し、学校給食の質の向上と給食提供環境の抜本的な改善を図ることとしている。

本事業は、平成26年に供用開始した第1給食センター、平成28年に供用開始した第2給食センターに続く、市内3か所目となる第3給食センターを新たに整備するものである。平成29年11月に策定した「第3給食センター整備計画」に従い、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）に基づく事業として実施するものであり、民間の技術的能力、経営能力及び資金の活用により、より良質な学校給食の提供を効率的・効果的に実施することを目的とする。

(4) 本事業の基本理念

① 福岡市学校給食センター再整備基本構想に基づく基本理念

ア 安全・安心な給食のための衛生水準、危機管理の徹底

- ・学校給食衛生管理基準、大量調理施設衛生管理マニュアルの遵守
- ・HACCP（危害分析・重要管理点）の考え方に基づく衛生管理
- ・人や食材が衛生的に移動可能な相互汚染防止に配慮した施設の計画
- ・作業場内の温湿度や労働負担の軽減など、調理従事者の作業環境への配慮
- ・荒天時や機器トラブルなどの緊急時においても給食を安定提供できる体制の構築

イ アレルギー対応食が提供できる給食環境の整備

- ・除去食又は代替食の提供が可能なアレルギー対応専用調理室等の設置
- ・個人専用容器による配送など、アレルギー事故防止対策の徹底

ウ 食育に資する望ましい給食環境の整備

- ・PEN樹脂製個別食器の導入
- ・調理室を見ることができる通路等の設置

- ・生徒・児童や保護者、市民等への分かりやすい給食情報の提供

エ より豊かでおいしい給食のための調理環境の充実

- ・高機能調理機器及び高性能断熱食缶の導入
- ・中学校給食に準拠した知的障がい特別支援学校給食の提供
- ・二次加工食調理室等の設置

オ 高品質かつ効率的な施設設備の整備及び運営

- ・提供食数及び献立方式に応じた作業空間と機能性の確保
- ・建設から維持管理・運営に渡るライフサイクルでのコスト効率化
- ・学校配膳室の改修による混雑解消及びバリアフリー化
- ・「ユニバーサル都市・福岡」や障がい者雇用推進の理念を踏まえた施設整備及び運営

カ 環境負荷の低減

- ・河川への雨水流出抑制など、周辺地域の環境保全
- ・省エネルギー設備の導入、再生可能エネルギーの利用
- ・残渣の減量化及び再生利用の継続

② 第3給食センターで新たに掲げる基本理念

ア 災害時における対応

- ・災害時における機能維持、早期回復・復旧への配慮
- ・市及び公益財団法人福岡市学校給食公社と連携した炊き出し支援

イ 市全体での継続的かつ安定的な給食の提供

- ・福岡市全体での安全・安心な給食提供

(5) 事業の内容

① 施設概要

- ・事業用地：福岡市西区今宿青木字廣石南 1042 番 2 の一部、1042 番 4 の一部
- ・敷地面積：約 26,862 m²のうち、建物敷地面積（平場面積）約 13,000 m²
- ・供給能力：15,000 食／日（アレルギー対応食及び二次加工食を含む。）

② 事業方式

本事業は、P F I 法に基づき、事業者が施設の設計及び建設を行い、市に施設の所有権を移転した後、維持管理・運営業務を行う方式（B T O：Build-Transfer-Operate）により実施する。

③ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成 47 年 3 月 31 日までとする。

④ 事業の範囲

事業者が行う主な業務は、以下のとおり想定している。

なお、具体的な業務の内容及びその他詳細については、要求水準書（案）において示す。

ア 施設整備業務

- (ア) 事前調査業務及びその関連業務
- (イ) 設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務
- (ウ) 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- (エ) 工事監理業務
- (オ) 運営備品等調達業務（ただし、食器等は除く。）
- (カ) 学校配膳室改修業務
- (キ) 配送車両調達業務
- (ク) 近隣対応・対策業務

イ 開業準備業務

ウ 維持管理業務

- (ア) 建物維持管理業務
- (イ) 建築設備維持管理業務
- (ウ) 調理設備維持管理業務
- (エ) 外構等維持管理業務
- (オ) 清掃業務
- (カ) 警備業務
- (キ) 長期修繕計画策定業務

エ 運営業務

- (ア) 日常の検収業務
- (イ) 給食調理業務
- (ウ) 洗浄等業務
- (エ) 配送及び回収業務（平成 31 年度に学校配膳室を改修した学校に対し維持管理・運営開始日の前日まで実施する配送及び回収業務（以下「事前配送業務」という。）を含む。）
- (オ) 学校配膳室業務（平成 31 年度に学校配膳室を改修した学校で維持管理・運営開始日の前日まで実施する学校配膳室業務（以下「事前学校配膳室業務」という。）を含む。）
- (カ) 残渣等処理業務
- (キ) 運営備品等更新業務（ただし、食器等を除く。）
- (ク) 配送車両維持管理業務
- (ケ) 献立作成支援業務

- (コ) 食育支援業務
 - (サ) 広報支援業務
 - (シ) 事業期間終了後の引継業務
 - (ス) その他運営業務に関する特記事項
- ※各業務に付随する日常の衛生管理を含む

⑤ 市が行う業務

本事業のうち市が実施するものは、以下のとおりである。

ア 施設整備業務

- (ア) 食器、食器カゴ、食具（スプーン及びフォーク）、食具カゴ、配膳盆及びトレイの調達

イ 運営業務等

- (ア) 献立作成・栄養管理業務
- (イ) 衛生管理業務
- (ウ) 食材調達業務
- (エ) 検収業務
- (オ) 食育業務
- (カ) 食数調整業務
- (キ) 教室内配膳等業務
- (ク) 広報業務
- (ケ) 食器等更新業務
- (コ) 給食費の徴収管理業務
- (サ) 配送校の調整業務
- (シ) 市職員用事務室に関する引越業務

⑥ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、以下のとおり、第3給食センター（以下「給食センター」という）の施設整備に係る対価、学校配膳室改修に係る対価、開業準備に係る対価、維持管理・運営に係る対価及び事前配送・学校配膳室業務に係る対価から構成される。

なお、詳細については、後日公表する入札説明書等（入札説明書、要求水準書（案）、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）をいう。以下同じ。）において示す。

ア 事業者が実施する給食センターの施設整備に係る対価のうち一定の額について、市は、給食センターの引渡し後に一括で事業者に支払う。

イ 事業者が実施する給食センターの施設整備に係る対価のうち前述アの一括払いの額を控除した額について、市は、給食センターの引渡し後から事業期間終了までの間、割賦払いにて事業者に支払う。

ウ 事業者が実施する学校配膳室改修に係る対価について、市は、学校配膳室ごとに引

- 渡し後に一括で事業者を支払う。
- エ 事業者が実施する開業準備に係る対価について、市は、開業準備業務完了後に一括で事業者を支払う。
- オ 事業者が実施する維持管理・運営に係る対価について、市は、維持管理・運営期間にわたって事業者を支払う。維持管理・運営に係る対価は、年4回に分けて支払うこととし、物価変動等を勘案して年1回改定検討を行う。
- カ 維持管理・運営に係る対価は、固定料金と変動料金で構成されるものとする。固定料金には、建物維持管理、清掃、警備等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費等に係る費用が含まれることを想定しているが、これらの具体的な設定については、事業者の提案によるものとし、市と事業者が締結する事業契約において定める。
- キ 事業者が実施する事前配送・学校配膳室業務に係る対価について、市は、当該業務期間中に、年4回に分けて事業者を支払う。
- ク 市は、事業者が提供する本事業のサービスが市の要求水準を満たしていない場合には、基本的にサービス対価を減額する。

⑦ 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業を実施するにあたり関係法令等（法律、政令、省令等）及び市の条例等（条例、規則、告示、訓令等）を遵守すること。

⑧ 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね以下のとおりである。

○事業契約の締結	平成30年12月下旬
○事業期間	事業契約締結日～平成47年3月末日
・設計・建設期間	事業契約締結日～平成32年7月中旬
※学校配膳室改修工事	平成31年7月中旬～平成31年8月下旬及び平成32年7月中旬～平成32年8月下旬
・開業準備期間	平成32年7月中旬～平成32年8月下旬
・供用開始日	平成32年8月下旬
・維持管理・運営期間	平成32年8月下旬～平成47年3月末日
ただし、平成31年度に学校配膳室の改修を行った学校に対する事前配送業務及び事前学校配膳室業務については、改修後の給食開始日から維持管理・運営開始前日まで、事業者が行うものとする。	

⑨ 事業期間終了時の措置

事業期間の終了後に、事業者は、給食センターを入札説明書等に表示良好な状態で市に引き継ぐこと。

⑩ 実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、実施方針の変更を行うことがある。なお、変更を行った場合には、速やかに、その内容を市ホームページにおいて公表する。

2 特定事業の選定及び公表

(1) 特定事業選定の基本的考え方

市は、本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減やサービスの向上が図られ、効率的かつ効果的に実施できると判断したときは、PFI法第7条に基づく特定事業として選定する。

(2) 効果等の評価

市の財政負担見込額の算定については、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

サービスの水準については、できる限り定量的に行うこととするが、定量化が困難な場合は、客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

本事業を特定事業と選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととしたときも同様に公表する。

Ⅱ 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 敷地に関する各種法規制等

本施設が立地する敷地の主な前提条件は、以下のとおりである。

- (1) 事業用地 : 福岡市西区今宿青木字廣石南 1042 番 2 の一部、1042 番 4 の一部
- (2) 地域地区 : 市街化調整区域
- (3) 土地の所有 : 民有地（市が入札公告前に取得予定）
- (4) 敷地面積 : 敷地面積約 26,862 m²のうち、建物敷地面積（平場面積）約 13,000 m²
- (5) 法定建ぺい率 : 60%
- (6) 法定容積率 : 200%

2 施設要件

給食センターの概要は、以下のとおりとし、詳細については、要求水準書（案）において示す。

(1) 供給能力

15,000 食／日（アレルギー対応食、特別支援学校給食、二次加工食を含む。）

※配送校数は、供用開始時点で中学校 22 校、特別支援学校 1 校とする。

(2) 献立方式

① 中学校給食：2 献立制

ア 副食 3 品とする。

イ 希望者にはアレルギー対応食を提供する。なお、配送・配膳については、生徒ごとに米飯、副食、デザート類及び食器を全てひとまとめにして行う。

ウ アレルギー対応食は、上記アの献立を基本に、メニューに応じて除去食と代替食を併用（基本的には除去対応とし、主な食材がアレルゲンの場合は代替食提供とする。）、対応アレルゲンはアレルゲン表示義務原材料 7 種（乳、卵、小麦、えび、かに、そば、落花生）及びごま・ごま油とし、提供方法は 3 形態（卵対応、乳対応、アレルゲン 8 種対応）からの選択方式とする。

② 特別支援学校給食：1 献立制

ア 中学校給食に準拠した専用献立（中学校給食とは同一の献立であっても使用する食材、切り方、大きさ、調味方法などが一部異なる。）で、副食 3 品とする。

イ 「小学部低学年」・「小学部中学年」・「小学部高学年」・「中・高等部」の 4 通りでの量の調節を予定している。

ウ 希望者には、アレルギー対応食、二次加工食、アレルギー対応・二次加工複合食を提供する。なお、配送・配膳については、生徒・児童ごとに米飯、副食、デザート類及び食器を全てひとまとめにして行う。

エ 二次加工食は、咀嚼・嚥下等が困難な生徒・児童に対し、摂食機能に合わせた大きさ、硬さ、とろみを考慮して、別調理（別調理した上での再調理を含む。）を行うこととし、提供区分は、4 区分程度を想定している。

オ アレルギー対応食は、②ア又はエの献立を基本に、メニューに応じて除去食と代替食を併用（基本的には除去対応とし、主な食材がアレルゲンの場合は代替食提供とする。）、対応アレルゲンはアレルゲン表示義務原材料7種（乳、卵、小麦、えび、かに、そば、落花生）及びごま・ごま油とし、提供方法は3形態（卵対応、乳対応、アレルゲン8種対応）からの選択方式とする。

（３）施設形態

- ① 1場1棟とする。
- ② 給食エリアは、1階配置とし、ドライシステムを採用する。
- ③ アレルギー対応食専用の調理室を設置する（150食程度対応）。
- ④ 特別支援学校給食の調理ラインは、専用ラインの確保を原則とするが、特別支援学校給食と中学校給食それぞれの調理に支障を来さないのであれば、中学校給食の調理ラインとの共用も可とする。
- ⑤ 二次加工食調理ができる専用の調理室（最大20食程度対応）を設置し、所要の仕様・設備を整える。
- ⑥ 炊飯設備は設けない。ただし、アレルギー対応食のうちアレルゲン8種対応食の麦なしご飯及び卵対応食・乳対応食・アレルゲン8種対応食の炊き込みご飯並びに二次加工食のうち米飯加工対応分については、給食センター内に炊飯器を設置するなど炊飯機能を備えて対応する。

（４）食器・食缶等

- ① 食器は、PEN樹脂製とし、献立により3種類又は4種類使用する。
- ② 特別支援学校においては、希望する生徒・児童には、給食センターの管理により標準仕様の自助食器を一式提供する。ただし、私的な自助食器等については、事業者による管理の対象外とする。
- ③ 食缶は、65℃以上又は10℃以下を保持できる機能を有する高性能断熱食缶とする。特に、汁物やカレー等は、学校での配膳時において80℃以上を保持できるものとする。
- ④ 食缶は、配送車が敷地内の専用車両等通路などの縦断勾配が急な箇所を通行する際や、生徒・児童が階段により教室まで運ぶ際に中身がこぼれないよう、パッキン付などの仕様とするとともに、特に汁物用の食缶については最大内容量（12ℓ程度）に留意したサイズのものとする。また、生徒・児童が握りやすく、かつ、食缶表面に触れてしまうことでの火傷リスクに配慮した形状の持ち手のものとし、食缶の重量（空の状態）は5kg以下とする。

（５）配送方式等

- ① 配送方式は、食器食缶分離配送方式を基本とする。
- ② 調理済食品は、配缶後2時間以内に生徒・児童が喫食できるよう配送する。

（６）洗浄・消毒・保管

- ① 食器及び食缶等の洗浄については、合成洗剤を使用しない方式によるものとする。

- ② 食器及び食缶等の消毒・保管にあたっては、作業の合理化・効率化の観点を踏まえるものとする。

(7) 施設機能

給食センターの主な施設構成は、以下のとおりである。

表 主要諸室区域区分

区域区分		諸 室 等
一般 エリア	福岡市 専用部分	市職員用事務室、市職員用更衣室、検査室、会議室、クラスワゴン等保管庫、その他物品庫 等
	共用部分	玄関、来客及び職員共用トイレ、みんなのトイレ、通路、喫煙室 等
	事業者 専用部分	事業者用事務室、事業者用更衣室、洗濯乾燥室、休憩室、機械室、電気室、ボイラー室 等
給食 エリア	汚染作業 区域	[検収・下処理ゾーン] 食材搬入用プラットホーム、荷受室、検収室、食品庫・調味料庫、調味料計量室、冷蔵庫、冷凍庫、皮むき室、下処理室、容器・器具・運搬用カート等洗浄室、可燃物庫・不燃物庫、油庫 等 [洗浄ゾーン] 食器具・食缶等（コンテナ）回収前室、洗浄室、残渣庫 等 [配送・コンテナプールゾーン] 添物用荷受・検収室、防災献立保管室 等
	非汚染 作業区域	[調理ゾーン] 野菜切裁室、揚物・焼物・蒸し物調理室、煮炊き調理室、和え物準備室、和え物用冷蔵庫、和え物調理室、アレルギー専用調理室、特別支援学校専用調理ライン、二次加工食調理室、容器・器具・運搬用カート等洗浄室 等 [配送・コンテナプールゾーン] 配送前室、コンテナ室、添物用仕分室 等
	その他の区域	汚染作業区域前室、非汚染作業区域前室、市職員用トイレ、調理従事者用トイレ 等

Ⅲ 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

本事業では、施設整備、維持管理、運営の各業務を通じて、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、事業者の選定は、入札価格に加え、施設や設備の性能、維持管理・運営における業務遂行能力、事業計画の妥当性等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により行うものとする。

なお、本事業はWTO政府調達協定の対象となり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)が適用される予定である。

2 審査及び落札者決定の手順

審査及び落札者の決定は、以下のとおり行うものとし、詳細については、入札説明書等において示す。

(1) 確認及び審査の方法

確認及び審査は、以下のとおり実施することを予定している。詳細は、入札公告時に明らかにする。

① 入札参加資格確認

入札参加資格の確認として、本事業への参加を希望する者に参加表明書、資格確認に必要な書類の提出を求め、市の競争入札有資格者名簿登載者であることや一定の実績を有することを確認する。

② 提案審査

上記①で本事業を実施するために必要な資格を有すると確認された者(以下、「入札参加者」という。)から、本事業にかかる具体的な業務の実施方法やサービスの対価の額について提案を受け、落札者決定基準に従い、入札価格の確認及び基礎審査を行う。

基礎審査を通過した入札参加者の提案内容について提案審査及び価格審査を総合的に評価した上で、落札者を決定する。

なお、提案の評価基準、提案書の提出方法、提出時期及び提出書類の詳細等については、入札公告時に明らかにする。

(2) 事業者検討委員会の設置(平成29年9月25日設置)

市は、学識経験者等で構成する「第3給食センター事業者検討委員会(以下、「検討委員会」という。))」を設置する。

検討委員会では、入札参加者の提案内容を評価し、最優秀提案者の選定に係る協議を行う。

検討委員会の構成は、以下のとおりである。

委員長	片桐 義範	福岡女子大学国際文理学部 食・健康学科 教授
副委員長	西方 俊司	福岡市PTA協議会 会長
委員	尾崎 明仁	九州大学大学院人間環境学研究院 都市・建築学部門 教授
〃	水木 祐一	株式会社日本政策投資銀行 九州支店 企画調整課長
〃	西村 早苗	福岡市PTA協議会 副会長
〃	永井 久子	城南区保健福祉センター 衛生課長
〃	青木 功	教育委員会 教育支援部長
〃	稲田 容子	教育委員会 教育環境部長

(3) 落札者の決定

市は、検討委員会の検討結果を踏まえ、落札者を決定する。

(4) 入札の中止等

競売入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を公正に執行できないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の取り止め等の対処を図る場合がある。

(5) 落札者を選定しない場合

本事業にかかる事業者の募集及び落札者の選定の過程において、入札参加者が無い、又はいずれの入札参加者も市の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

3 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、以下のとおりとする。

日 程	スケジュール
平成 29 年 12 月 25 日	実施方針、要求水準書（案）の公表
平成 30 年 1 月 12 日	実施方針等説明会の開催
平成 30 年 1 月 19 日	実施方針等に関する質問、意見の受付締切
平成 30 年 2 月 9 日	実施方針等に関する質問、意見の回答
平成 30 年 2 月下旬	特定事業の選定・公表
平成 30 年 3 月下旬	学校配膳室見学会
平成 30 年 3 月末頃	入札公告、入札説明書等の公表
平成 30 年 4 月中旬	入札説明書等に関する第 1 回質問受付締切
平成 30 年 5 月上旬	入札説明書等に関する第 1 回質問に対する回答
平成 30 年 5 月中旬	入札参加資格確認書類の受付締切

平成 30 年 6 月中旬	入札参加資格確認結果の通知
平成 30 年 6 月中旬	入札説明書等に関する第 2 回質問受付締切
平成 30 年 7 月上旬	入札説明書等に関する第 2 回質問に対する回答
平成 30 年 7 月下旬	入札及び提案審査書類の受付締切
平成 30 年 10 月上旬	落札者の決定・公表
平成 30 年 10 月下旬	基本協定締結
平成 30 年 11 月下旬	仮契約の締結
平成 30 年 12 月下旬	事業本契約締結

4 募集及び選定等の手続き

事業者の募集及び選定等の手続きを以下のとおり行う。詳細については、入札説明書等において示す。

(1) 実施方針等説明会の実施

実施方針等に関する説明会を以下のとおり開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について市の考え方の説明を行う。

説明会日時	平成 30 年 1 月 12 日(金) 14 時～16 時
説明会会場	第 1 給食センター 食育研修室 (博多区東平尾一丁目 9 番 16 号)
当日連絡先	福岡市教育委員会教育支援部給食運営課 電話 (092-711-4642)
受付期間	平成 29 年 12 月 26 日(火) 9 時から平成 30 年 1 月 9 日(火) 17 時まで
受付方法	実施方針等説明会参加申込書(様式-1)に必要事項を記入の上、電子メール又は F A X にて提出すること。 なお、参加人数は、1 社 2 名までとする。
申込先	福岡市教育委員会教育支援部給食運営課 電話：092-711-4642 FAX：092-733-5538 E-mail：kyushoku.BES@city.fukuoka.lg.jp

(2) 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針等に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

① 受付期間

実施方針の公表から平成 30 年 1 月 19 日(金) 17 時まで

② 受付方法

実施方針等に関する質問書(様式-2)及び意見書(様式-3)に記入の上、福岡市教育委員会教育支援部給食運営課まで、原則として、電子メールでのファイル添付により提出すること。

③ 公表

受け付けた質問、意見に対する回答は、質問者、意見者の特殊な技術、ノウハウ等に

係り、質問者、意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、特定事業の選定時までには市ホームページにおいて公表する。

(3) 学校配膳室見学会の実施

希望者を対象に、改修を行う学校配膳室の見学会を実施する。詳細については、市ホームページにおいて示す。

(4) 入札公告、入札説明書等の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、入札説明書等を、市ホームページにおいて公表する。

(5) 入札説明書等に関する質問の受付・回答

入札説明書等に記載の内容について質問を受け付ける。質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等にかかり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市ホームページにおいて公表する。質問の受付・回答は、2回程度行うことを予定している。

(6) 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付及び入札参加資格確認結果の通知

本事業への参加を希望する者より、本事業への入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書（以下、「入札参加表明書等」という。）を受け付ける。入札参加表明書等は、入札参加表明書等提出期限日（平成 30 年 5 月中旬を予定。詳細は入札公告日に明らかにする。）までに提出する必要がある。

市は、提出された入札参加表明書等を審査した上で必要があると判断した場合は、期限日（この期限日を「参加資格確認基準日」といい、日には平成 30 年 6 月中旬を予定している。詳細は入札公告時に明らかにする。）までに当該入札参加表明書等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

資格確認の結果は、入札参加表明書等を提出した者に対し、参加資格確認基準日以降にそれぞれ通知する。

なお、資格確認結果の通知において、入札参加資格があると認められた者であっても、市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該確認結果を取り消す。

(7) 提案審査書類の受付

入札参加資格があると認められた者に対し、提案審査書類の提出を求める。

(8) 落札者の決定・公表

審査結果及び落札者については、速やかに提案審査書類提出者に通知するとともに公表する。

5 入札参加資格等

以下の（１）及び（２）で規定する入札参加資格の各要件を、参加資格確認基準日に満たす者でなければ入札に参加できない。

なお、Ⅲ 2（２）で示す検討委員会の設置日以降に、本事業について委員に接触を試みた者については、入札参加資格を失う。

（１）入札参加者の構成等

① 入札参加者の構成

入札参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人で構成されるグループ（以下、「応募グループ」という。）とする。

入札参加者のうち、特別目的会社に出資を予定している者を「構成員」、特別目的会社に出資を予定していない者で、特別目的会社から直接、業務を請け負うことを予定している者を「協力企業」とする。

入札参加者が本事業の入札に参加する場合には、構成員の中から代表企業を定め、代表企業が必ず入札参加資格確認の申請及び入札手続を行うこと。「代表企業」は、構成員のうち最も高い出資比率を有する者とする。

② 構成員等の明示

入札参加資格確認書類の提出時に、入札参加者を構成する各企業は、代表企業、構成員、協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること

③ 構成員等による複数業務の実施

入札参加者の構成員又は協力企業が、本事業にて実施する業務のうち、複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関係のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本面において密接な関係のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関係のある者」とは、当該企業の役員（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 329 条第 1 項の規定による役員をいう。ただし、社外取締役及び社外監査役の場合を除く。以下同じ。）を兼ねている場合をいう（以下（２）①ク及びケにおいても同じ。）。

④ 構成員等による複数応募の禁止

入札参加者の構成員又は協力企業は、他の応募グループの構成員及び協力企業と以下の資本関係又は人的関係にない者であること。ただし、配送車両調達業務・配送及び回収業務・配送車両維持管理業務に携わる企業が協力企業として参加する場合に限り、他の入札参加者の協力企業を兼ねることは可能とする。

なお、市が事業予定者との事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成員又は協力企業が、事業者の業務等を受託することは可能とする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下、「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

（ア）親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

（ア）一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

（２）入札参加者の備えるべき入札参加資格

① 共通の入札参加資格

ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第167条の4に該当する者でないこと。

イ この入札の公告日から落札者決定の日（落札者がなかったときは、この入札の終了を宣言した日）までの間に、市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下、「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。（措置要領が掲示されているホームページアドレス：

<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>）。

ウ この入札の公告日から落札者決定の日（落札者がなかったときは、この入札の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

エ 市町村税を滞納していない者であること。

オ 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

カ 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申し立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

キ PFI 法第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。

ク 本事業についてアドバイザー業務に関係している以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関係がある者ではないこと。

- ・株式会社日建設計総合研究所
(所在地：東京都千代田区飯田橋二丁目 18 番 3 号)
- ・日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社
(所在地：東京都文京区後楽一丁目 4 番 27 号)
- ・関西法律特許事務所
(所在地：大阪市中央区北浜二丁目 5 番 23 号)
- ・有限会社北摂鑑定
(所在地：大阪市北区西天満四丁目 4 番 12 号)

ケ Ⅲ 2 (2) で示す検討委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関係がある者ではないこと。

コ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号及び福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下、「本条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員ではない事業者、又は、法人でその役員に暴力団員に該当する者のない事業者、若しくは、本条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者ではないこと。

サ 以下の②イに記載する建設業務を行う者にあつては、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

② 個別の入札参加資格

入札参加者の構成員及び協力企業のうち設計業務、建設業務、工事監理業務及び給食調理業務の各業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。ただし、建設業務にあたる者及びその関連会社が、工事監理業務を行うことはできないものとする。

なお、「ア 設計業務を行う者」、「イ 建設業務を行う者」又は「ウ 工事監理業務を行う者」でそれぞれ（ア）の要件をⅢ 4（6）に定める審査申請書の提出期限日までに満たしていない者は、Ⅲ 4（6）に定める審査申請を行う必要がある。

ア 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の設計企業で実施する場合は、（ア）及び（イ）の要件については、全ての企業でいずれにも該当し、（ウ）の要件は 1 人以上が該当すること。

（ア）「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿（種別：委託）」の申請区分業種：

「建築設計」若しくは「設備設計」に登載されている者、又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の種別：「委託」、申請区分業種：「建築設計」若しくは「設備設計」に登載されている者であり、当該名簿（「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の場合は当該登載）の有効期間内にこの入札の公告日又は参加資格確認基準日が含まれていること。

- (イ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (ウ) 平成 18 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの間に終了又は、終了予定の設計業務で、以下の a 及び b の実績を有する者であること。
 - a 延床面積 3,000 m²以上の新築工事（国内工事にあっては C O R I N S 登録工事）の元請の実設計の実績
 - b ドライシステムの学校給食施設（学校給食法施行令（昭和 29 年政令第 212 号）に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和 31 年法律第 157 号）に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和 32 年法律第 118 号）に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。以下同じ。）又はドライシステムの特定制給食施設（健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に定める特定制給食施設をいう。以下同じ。）の新築工事の元請の実設計の実績

イ 建設業務を行う者

建設業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の建設企業で実施する場合は、以下に示す（ア）、（イ）及び（ウ）の要件については、全ての企業でいずれにも該当し、（エ）及び（オ）の要件は、必ず 1 者以上でいずれにも該当すること。

- (ア) 「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿（種別：工事）」に登載されている者、又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の種別：「工事」に登載されている者であり、当該名簿（「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の場合は当該登載）の有効期間内にこの入札の公告日又は参加資格確認基準日が含まれていること。
- (イ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建設工事に係る特定建設業の許可を受けた者であること。
- (ウ) 上記（イ）の建設工事の種類に応じて、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査における直近かつ有効な総合評定値が、それぞれ下記区分のいずれかを満たすこと。

建設工事の種類	総合評定値
建築一式工事	900 点以上
電気工事	860 点以上
管工事	820 点以上

土木一式工事	900 点以上
上記以外の工事	—

- (エ) 建設業法第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であり、かつ、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な建築一式工事の総合評定値が 1,100 点以上であること。
- (オ) 平成 18 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの間に終了又は、終了予定の建設業務で、以下の a 及び b の実績を有する者であること。
- a 延床面積 3,000 m²以上の新築工事（国内工事にあつては C O R I N S 登録工事）の元請の施工実績
 - b ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの特定給食施設の新築工事の元請の施工実績

ウ 工事監理業務を行う者

工事監理業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の工事監理企業で実施する場合は、(ア) 及び (イ) の要件については、全ての企業でいずれにも該当し、(ウ) の要件は 1 者以上が該当すること。

- (ア) 「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿（種別：委託）」の申請区分業種：「建築設計」若しくは「設備設計」に登載されている者、又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の種別：「委託」、申請区分業種：「建築設計」若しくは「設備設計」に登載されている者であり、当該名簿（「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の場合は当該登載）の有効期間内にこの入札の公告日又は参加資格確認基準日が含まれていること。
- (イ) 建築士法第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (ウ) 平成 18 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの間に終了又は、終了予定の工事監理業務で、以下の a 及び b の実績を有する者であること。
- a 延床面積 3,000 m²以上の新築工事（国内工事にあつては C O R I N S 登録工事）の元請の工事監理実績
 - b ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの特定給食施設の新築工事の元請の工事監理実績

エ 給食調理業務を行う者

給食調理業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の給食調理企業で実施する場合は、以下に示す要件について、全ての企業でいずれにも該当すること。

- (ア) 平成 18 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの間に、ドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設の調理業務の実績を有すること。

(イ) 平成 26 年 4 月 1 日以降に食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に規定する罰則の適用（当該罰則の適用の原因が調理業務を行う者でない旨を市に書面で提出し、これを市が認めた場合を除く。）を受けていないこと。

(ウ) 平成 26 年 4 月 1 日以降に学校給食施設において食品衛生法に規定する営業禁止又は停止の処分（当該営業禁止又は停止の処分の原因が調理業務を行う者でない旨を市に書面で提出し、これを市が認めた場合を除く。）を受けていないこと。

（３）競争入札参加資格の審査

この入札の公告時に、Ⅲ 5（２）に掲げる入札参加資格のうち「ア 設計業務を行う者」、「イ 建設業務を行う者」又は「ウ 工事監理業務を行う者」でそれぞれ（ア）の要件を満たしていない者は、次に従い、競争入札参加資格審査申請（以下、「審査申請」という。）を行う必要がある。

① 提出書類及び提出期間

ア 特定調達契約等に係る競争入札参加資格審査申請書（以下、「審査申請書」という。）
この入札の公告日からⅢ 4（６）に掲げる入札参加表明書等提出期限日までの間に提出すること。

イ 審査申請書以外の必要書類

③の受付担当課が別途指定する期間内に提出すること。

② 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は受付期間内に必着のこと。）

③ 提出先及び持参する場合の受付時間

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号 福岡市役所本庁舎 3 階
福岡市財政局財政部契約監理課管理係 電話：0 9 2－7 1 1－4 1 8 1
午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時を除く。）

④ 審査申請の要件及び必要書類等

次のホームページに掲載されている「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札参加資格審査申請要領」に定めるところによる。

<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/application/qualification-wto.html>

⑤ 審査結果の通知

競争入札参加資格審査の結果については、審査申請を行った者に通知するとともに、審査申請の要件を満たすと認めた者については、「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載する。

（４）構成員及び協力企業の変更

① 構成員及び協力企業の変更に係る原則

参加資格確認基準日以降、入札参加者の構成員及び協力企業の一部又は全部が入札参

加資格の各要件を満たさなくなったときは、原則として、当該入札参加者を落札者決定のための審査の対象から除外する。

また、参加資格確認基準日以降の入札参加者の構成員及び協力企業の入替、追加、脱退及び担当業務の変更（以下、「構成員及び協力企業の変更」という。）は、原則として認めない。

② 構成員及び協力企業の変更に係る特例

ア 参加資格確認基準日から入札書類（提案書）提出日の前日まで

（ア）市は、参加資格確認基準日以降に入札参加者が構成員及び協力企業の変更を申請した場合において、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の入札参加者の入札参加資格を確認した上で、入札書類（提案書）提出日の前日までにこれを承認することがある。ただし、変更後の構成員、協力企業で設計業務、建設業務、工事監理の業務を行う者は、「Ⅲ 5（2）個別の参加資格要件」のうち、「ア（ア）」、又は「イ（ア）」、又は「ウ（ア）」の要件を既に満たしている者でなければならず、かつ、代表企業の変更は例外なく認めない。

（イ）前号の申請を行おうとする入札参加者は、当該申請の前に市と協議を行わなければならない。また、申請は、市が指定する書類を市に提出することにより行わなければならない。

イ 入札書類（提案書）提出日から落札者決定日まで

（ア）市は、入札書類（提案書）提出日以降に入札参加者の構成員及び協力企業（代表企業を除く。）の一部が入札参加資格を喪失した場合で入札参加者が構成員及び協力企業の変更（入札参加資格を喪失した構成員及び協力企業の脱退に限る。）を申請したときは、提案内容の継続性及び入札参加資格を喪失しなかった構成員及び協力企業の責に帰すべき事由の有無等を勘案し、その理由がやむを得ないと認めるときに限り、変更後の入札参加者の入札参加資格を確認した上で、落札者決定日までにこれを承認することがある。

（イ）前号の申請を行おうとする入札参加者は、当該申請の前に市と協議を行わなければならない。また、申請は、市が指定する書類を市に提出することにより行わなければならない。

6 契約手続等

（1）基本協定の締結

落札者決定後速やかに協議等を行い、市と落札者は、基本協定を締結する。

（2）特別目的会社（SPC）の設立等の要件

落札者は、本事業を実施するため、事業契約の仮契約の締結前までに、会社法に定める株式会社として、特別目的会社（以下、「SPC」という。）を福岡市内に設置すること。

なお、応募グループの構成員は、事業者に対して必ず出資するものとし、代表企業の議決権割合は最大となるものとし、構成員全体の有する議決権の割合は、全議決権の2分の1を超えることとすること。

また、すべての構成員は、事業契約が終了するまで事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権などの設定その他一切の処分を行ってはならない。

(3) 事業契約の締結

市とSPCは、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議、調整し、事業契約を締結する。

(4) 事業契約を締結しない場合の条件

落札者決定日の翌日から事業契約の承認にかかる議会の議決日までの間、落札者の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合、事業者と事業契約を締結しない場合がある。

また、落札者が次の各号のいずれかに該当するときは、市は、事業契約の仮契約又は本契約を締結しないことができる。この場合においては、市は、一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

ア 著しく信義に反する行為があったことが明らかになり、契約の相手方として不適当であると認められるとき。

イ 契約の履行が困難と認められる事由が生じたとき。

7 提案審査書類の取扱い

(1) 著作権

入札書類（提案書）の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市が福岡市情報公開条例に基づき応募内容を公開する場合、その他市が必要と認めるときには、市は事業者と協議の上、提出書類の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

なお、契約に至らなかった入札参加者の提案については、市が福岡市情報公開条例に基づき応募内容を公開する場合を除き、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下、「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法及び運営方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を入札参加者が負担する。

8 契約金額の内訳の公表

市は、落札者との契約金額の内訳について、市が必要と判断した場合において、当該金額を公表することがある。公表する金額は、市から事業者への支払予定額である。詳細については、入札公告時に明らかにする。

IV 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の方法等

(1) リスク分担の基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスを提供することを基本とする。

したがって、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのすべて又は一部を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者とのリスク分担は、原則として別紙によることとする。具体的内容については、実施方針に対する意見等の結果を踏まえ、入札説明書等において示し、詳細については事業契約書において定めるものとする。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市又は事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担するものとする。また、市及び事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、入札説明書等において示し、詳細については事業契約書において定めるものとする。

2 業務品質の確保

(1) 提供されるサービスの水準

本事業において実施する業務のサービス水準については、要求水準書として提示する。

(2) 事業者による業務品質の確保

事業者は、業務のサービス水準を維持改善するよう、事業者自ら、業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。詳細については、要求水準書において示す。

(3) 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が提供する業務内容の確認及び事業者の財務状況の把握等を目的に、モニタリングを行う。

① モニタリングの内容

ア 設計・建設段階

市は、事業者が行う設計業務及び建設業務等が市の定める要求水準に適合するものであるかの確認を行う。

事業者の実施する設計業務及び建設業務等の水準が市の定める水準を下回ることが判明した場合、市は業務内容の改善を求める。事業者は、市の改善要求に対し、自ら

の費用負担により、改善措置を講ずるものとする。

なお、事業者は、建設業務に当たっては、建築基準法に規定される工事監理者を定め、工事監理を行うものとする。

その他、詳細なモニタリングの方法及び内容等については、入札公告時に明らかにする。

イ 維持管理段階

市は、事業者の実施する維持管理業務について定期的に確認を行うとともに、事業者の財務状況についても確認する。

事業者の実施する維持管理業務の水準が市の定める水準を下回ることが判明した場合には、市は業務内容の速やかな改善を求めるとともに、維持管理業務の未達成の度合いに応じてサービスの対価の減額等を行う。事業者は、市の改善要求に対し、自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。

また、事業者は、契約に基づき金融機関及び融資団に対して随時提出される事業者の財務諸表その他の資料について、これを同時に市にも提出することを要する。

なお、詳細なモニタリングの方法及び内容、並びにサービスの対価の減額基準等については、入札公告時に明らかにする。

② モニタリングの費用の負担

モニタリングにかかる費用のうち、市が実施するモニタリングにかかる費用は、市が負担する。事業者自らが実施するモニタリング、いわゆるセルフモニタリングにかかる費用は、事業者が負担する。

③ モニタリング結果に対する措置

市は、モニタリングの結果、事業者が実施する設計、建設、維持管理及び運営の水準が市の要求水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告やサービスの対価の減額等の措置を行う。

V 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 疑義対応

事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。

2 紛争処理機関

事業契約に関する紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

VI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続に関する基本的考え方

事業予定者においては、SPCの設立等により出資企業からの倒産隔離をあらかじめ講じることとする。また、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書で定める事由ごとに、市及び事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

2 継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、以下のとおりとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由の場合

- ① 事業者の提供するサービスが事業契約書に定める要求水準を満たしていない場合、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、市は、事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。この場合において事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。
- ② 事業者の財務状況が著しく悪化したことその他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。
- ③ 上記①、②のいずれの場合においても、市は、事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

(2) 市の責めに帰すべき事由の場合

- ① 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- ② 上記①の規定により事業者が事業契約を解除した場合は、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

- ① 不可抗力、その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。
- ② 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、市及び事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- ③ 上記②の規定により事業契約が解除される場合、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとするが、具体的な内容については、入札説明書等において示

す。

(4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

3 金融機関等と市の協議及び直接協定

本事業が適正に遂行されるよう、市は、事業者に融資を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を締結することがある。

また、市は必要に応じて事業者と金融機関等が締結した融資契約書等の写しの提出を求めることがある。

Ⅶ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

(1) 業務を行うために必要な土地は、行政財産であり、市は、これを無償で使用させる。

(2) 市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。

2 財政上及び金融上の支援

(1) 財政上及び金融上の提案については、入札参加者が自らのリスクで実行することとする。

(2) 市は、国からの交付金（学校施設環境改善交付金）の交付を受けることを想定しているが、本項に定める場合を除き、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、事業者は、市が行う交付金に係る手続き等に対して必要な協力を行うこと。

Ⅷ その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、債務負担行為に関する議案を平成 30 年福岡市議会第 1 回定例会に、また、契約に関する議案を平成 30 年福岡市議会第 5 回定例会に提出することを想定している。

2 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は、日本標準時とする。

3 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

4 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

5 問合せ先

場 所	福岡市教育委員会教育支援部給食運営課
住 所	〒810-8621 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号 福岡市役所本庁舎 11 階
電 話	092-711-4642
F A X	092-733-5538
E-mail	kyushoku.BES@city.fukuoka.lg.jp
福岡市ホームページアドレス	http://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/kenko/ed/2013-04-04.html